

「ふるさと住民票」制度について

平成28年1月21日

企画政策課

1 趣 旨

- 日野町では昨年夏、多くの方が帰省されまちが賑わった。多くは町出身であるが県外や米子などに居住。法的には日野町の「住民」ではないが、この方々との絆を更に深めたいと考え、全国9自治体と共同で「ふるさと住民票」制度を創設。
- 広報誌などを送り行事への参加を呼び掛け、町内の施設を住民料金で利用してもらうほか、町の計画や政策への意見を出してもらう等、外の視点で日野町のまちづくりに参加。
- 登録者の方にはふるさと日野町の意識を持っていただき、本来のふるさと納税や、将来的にUターン、孫ターンによる定住に結び付けたい。

2 名 称

「ふるさと住民票」

3 提供するサービス、取組

- ふるさと住民票の発行（カード形式）
- 町報などの発送、祭りや伝統行事、文化芸術の催しの案内
- 町の計画や政策へのパブリックコメントへの参加（メール、郵送、Fax等）
- 公共施設（公民館、文化センター、スポーツ施設）の住民料金での利用
- 町特産品等についての意見聴取(モニター)

4 対象者

- 日野町の出身者
- ふるさと納税を行った方
- 今後、日野高校など町内学校の卒業生、住民登録をしていない複数地域の居住者や一時的な居住者（通勤、通学）についても登録を検討。

5 今後の取組等

- 法律に基づかない自治事務として実施するもので、賛同する全国9市町村、シンクタンク構想日本と連携して取組を推進。
- 1月16日（土）に町出身者の会（ひの郷会）において制度の趣旨説明を行い、これを機に登録者の募集を開始。
- 2月中に日野町役場において、全国で最初となる「ふるさと住民票カード」の交付式を実施予定。